

令和 5 年度 第 3 回石巻市 D X 推進本部提案

審議

提出日：令和 5 年 8 月 25 日

担当部・課：復興企画部 ICT 総合推進課〔内線 4 2 6 2〕

① 件名
「石巻市情報セキュリティポリシー」の改正について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本件は令和 5 年度第 2 回 D X 推進本部で既に審議をいただいているが、情報セキュリティインシデントの具体的な定義がなされていないとの指摘があり、追加することが必要となった。</p> <p>【目的】 個人情報保護法に基づいた情報セキュリティインシデントを追加定義するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 デジタル社会形成基本法 官民データ活用推進基本法 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 デジタル社会の実現に向けた重点計画</p> <p>【総合計画との整合性】 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無</p> <p>【個別計画との整合性】 石巻市 D X 推進方針 取組事項 B 「効率的・効果的な行財政運営」実現のための取組事項 ⑤セキュリティ対策の徹底</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 5 年 3 月 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改正

⑤ 主な内容

情報セキュリティインシデントを定義するため、以下を追加する。

石巻市情報セキュリティポリシー
第2章 情報セキュリティ対策基準
5 人的セキュリティ

(3) 事故、欠陥に対する報告

ア 職員等は、次の事項に該当する場合は、情報セキュリティインシデントとして取り扱い、速やかに対応しなければならない。

- (ア) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）第2条に規定される事態
- (イ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に違反する事案又は違反のおそれのある事案
- (ウ) 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第43条に規定される事態
- (エ) 情報資産に対する攻撃やシステム障害が発生した場合又は攻撃が起り得る情報を入手した場合
- (オ) 情報資産の漏えい、盗難、毀損、滅失等
- (カ) 書類等の紛失、盗難、誤送付等
- (キ) その他CISOが情報セキュリティインシデントとして認める事案

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

石巻市DX推進方針 取組事項B「効率的・効果的な行財政運営」実現のための取組事項に掲げる「B-2 情報システムの標準化・共通化」により各課で進める情報システムの導入が、円滑かつ安全に移行できるようになる。

⑦ 県内他の自治体の政策との比較検討

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改正に伴い、各自治体でセキュリティポリシーを改正予定である。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和5年9月 石巻市情報セキュリティポリシーの全部改正（令和5年9月1日施行予定）

⑨ その他